



Global Tax Update

ベトナム

デロイト トーマツ税理士法人

2016年7月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

2016年4月、ベトナム税関総局がワークショップを開催

2016年4月、ベトナム税関総局(General Department of Customs)が主催する内部ワークショップがビンズオン省で開催され、全国の地方税関および独立税関アドバイザーとしてデロイト ベトナムが参加した。ワークショップでは、Circular 38 および事後調査に関する新制度導入に伴う課題に焦点が当てられた。主要点は以下のとおりである。

(1) 2015年度税関在庫期末申告書:提出遅延が散見

複数の地方税関からの報告によると、2016年4月時点の税関在庫期末申告書(Form 15: 以下「在庫申告書」)提出率は50%未満にとどまっており、依然として多くの企業が在庫申告書の内容を理解していないことを示している。

新制度導入に伴う企業の混乱を考慮し、税関総局内の関税管理監督局(Customs Control and Supervision Department)幹部は、各地の税関に在庫申告書の提出期限の延長および現段階では提出遅延に処分を課さないことを提言した。

(2) Circular 38 実施の決意

関税管理監督局は、税関総局のCircular 38 実施の決意、特に輸出品製造および輸出品加工を管理するための在庫申告書制度導入を実現するための

決意を再度表明した。

したがって、各税関は企業の会計システム、在庫管理、生産プロセスおよび内部統制システムの理解を深めるとともに、申告者に追加データや追加文書の提出を要請することなく、在庫申告書(Form 15)および添付書類だけの情報で判断を下すリスクに対応できるようにならなければならない。

また、関税管理監督局は、リスク管理向上のために、次の申告期間の前に在庫申告書(Form 15)を改訂する可能性も示唆した。

(3) 事後調査:新制度を踏まえた改善が必要

事後調査への新制度導入に伴い、納税者のコンプライアンス状況を正確に評価するためには、企業の会計システムおよび社内生産プロセスを理解することが不可欠となった。したがって、会計知識の向上および企業の在庫データおよび内容を評価するための適切な仕組みを構築することは各税関にとって喫緊の課題である。デロイトのBui Ngoc Tuan(Tax Partner & Customs Services Leader)もこれと同様の内容をワークショップに参加していた税関総局の幹部および各税関に主要メッセージとして伝えた。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

本件に関するお問い合わせ

Deloitte Vietnam

ハノイ事務所

マネジャー 城戸 澄仁 skido@deloitte.com

ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 gtakaishi@deloitte.com

マネジャー 隠土 華子 hondo@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800 (代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-service

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。